*2025年度　社会福祉士実習指導者講習会*

*開催要項（近畿版）*

主催：（公社）大阪社会福祉士会　　（一社）兵庫県社会福祉士会　（一社）京都社会福祉士会

（公社）滋賀県社会福祉士会　（一社）奈良県社会福祉士会

後援：（公社）日本社会福祉士会　　日本社会福祉士会近畿ブロック　(一社) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

**１．開催の趣旨**

ソーシャルワーク実習を行う実習指導者の要件として、実習指導者を養成するための講習会の受講が義務付けられています。近畿圏内では、下記の日程、場所で2025年度社会福祉士実習指導者講習会を開催します。本講習会は実習指者の要件を満たす講習会として厚生労働省に届出られたものです。

**２．開催日、会場、定員、問い合わせ先**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 士会 | 会場 | 定員 | 開催日 | 受付期間 | 申込・問合わせ先 |
| **滋賀** | 滋賀県立長寿社会福祉センター  滋賀県草津市笠山７丁目8-138（JR瀬田駅から帝産バス「長寿社会福祉センター前」下車） | 30名 | **1日目**  **7月12日（土）**  **2日目**  **7月19日（土）** | **5月26日（月）**  **〜**  **6月13日(金)** | 公益社団法人　滋賀県社会福祉士会  滋賀県草津市笠山7丁目8－138  長寿社会福祉センター１階  TEL 077-561-3811  FAX 077-561-3835 |
| **大阪** | 大阪府社会福祉会館  （谷町線・長堀鶴見緑地線 「谷町六丁目」駅下車　④番出口から400m） | 135  名 | **1日目**  **10月18日(土)**  **2日目**  **11月1日（土）** | **6月1日(日)**  **〜**  **8月15日(金)** | 公益社団法人　大阪社会福祉士会  大阪市中央区谷町7丁目4番15号  大阪府社会福祉会館内１階  TEL 06-4304-2772  FAX 06-4304-2773 |
| **兵庫** | 1日目：オンライン開催  2日目：兵庫県福祉センター （対面）  神戸市中央区坂口通2-1-1 （JR灘駅・阪急王子公園駅下車徒歩8分）＊2日目はいずれかを選ぶ（受講決定後に調整） | 200名 | **1日目**  **11月1日（土）**  **2日目**  **①11月2日（日）**  **②11月26日（水）**  **③12月17日（水）** | **7月1日(火)**  **〜**  **9月30日（火）** | 一般社団法人 兵庫県社会福祉士会  神戸市中央区坂口通2-1-1  兵庫県福祉センター3階  TEL 078-265-1330  FAX 078-265-1340 |
| **奈良** | 奈良県社会福祉総合福祉センター  奈良県橿原市大久保町320番11（近鉄　畝傍御陵前駅下車すぐ） | 30  名 | **11月29‐30日（土、日）** | **7月14日（月）**  **〜**  **9月30日（火）** | 一般社団法人 奈良県社会福祉士会 奈良県橿原市大久保町320-11  奈良県社会福祉総合センター5階  TEL　0744-48-0722  FAX　0744-48-0723 |
| **京都** | 同志社大学（今出川キャンパス　良心館）（予定）  京都市上京区新町通今出川通り烏丸東入（地下鉄烏丸線今出川駅北改札口徒歩1分） | 68  名 | **12月20‐21日（土、日）** | **8月1日（金）**  **〜**  **9月30日（火）** | 一般社団法人　京都社会福祉士会  京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375　京都府立総合社会福祉会館７階  TEL 075-585-5430  FAX 075-585-5431 |

**３．基本プログラム（会場によっては開始時間等に違いがある場合がございます。受講決定後、詳細をご確認ください）**

**◆１日目　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　 ◆２日目**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **09:30～09:45** | **オリエンテーション** |  | **9:00～11:00** | **実習スーパービジョン論**  **（講義2時間）** |
| **09:45～11:45** | **実習指導概論（講義2時間）** |
| **11:45～12:45** | **昼食・休憩** | **11:00～17:00** | **実習スーパービジョン論**  **（演習5時間）**  **※途中に昼食・休憩（１時間）** |
| **12:45～14:45** | **実習マネジメント論（講義2時間）** |
| **14:45～15:00** | **休憩** |
| **15:00～18:00** | **実習プログラミング論（講義3時間）** | **17:00～17:15** | **閉講式／修了証書授与** |

**４．受講対象者（社会福祉士）・資格及び優先順位：**受講の決定は先着順ではありません。

但し、申込み多数の場合、**原則、会員を優先**し、

1. 申込書に**所属長の証明があるもの（要公印、三文判・私印不可）、**②実習指導との関わり、③社会福祉士資格取得年（長い方を優先）等を考慮し受講者を選考します。

**５．申込方法**

　　○「2025年度社会福祉士実習指導者講習会　受講申込書」（4頁）に必要事項を記載の上、受講を希望する会場の社会福祉士会に、**ＦＡＸ　又は　郵便**でお申込みください。

※兵庫のみ、申し込み方法が違います。詳細は、兵庫県社会福祉士のホームページをご参照ください。

　　　※郵送の場合は受講申込書のコピーをお手元にお控えください。

※会場ごとに申込先ＦＡＸ番号が違います（印字が見えやすいように記載願います）。

　　○お申込みをいただきますと、受講資格を確認後あらためて各社会福祉士会から、受講費用振込方法、会場等、詳細についてご案内します（ご案内がない場合は、申込みをした社会福祉士会にお問い合わせください）

　　○受講費は事前振込になります（振込手数料は各自ご負担ください）

　　※記入事項に間違いや記入漏れがないことをご確認ください。また、楷書ではっきりとご記入ください。添付漏れ等受講申込書の記載・添付書類に不備があった場合は、お申込みを受け付けできません。 受講申込書の〔申込者氏名・生年月日・自宅住所〕は修了証に記載される事項であり、厚生労働省より指定されています。

**※**受講資格（社会福祉士であること）を確認しますので**非会員の方は必ず「社会福祉士登録証」のコピーを添付**してください。

**６．受講の可否及び決定**

○受講の可否の連絡は各会場の申込み締め切り日から2週間程度かかります。

　　○受講費の振込をもって正式な受講の受付とします。受講の決定は振込が確認された順となります。

**７．受講のキャンセル・会場変更**

　　○受講料振込後は原則として受講料の返金はできません。詳細は各会場からの受講案内にてご確認ください。

　　○**初めに申込みをした会場から別の会場への受講会場の変更はできません。**

**８．受講費**

**会員：11,000円（10,000円＋税）　非会員：22,000円（20,000円＋税）**

**※**府県士会によって税金の取り扱いが違います。ご注意ください。

また、いずれの府県士会も社会福祉士会へ入会手続き中の方は、会員扱いとなります。

**９．研修テキスト**

『新版　社会福祉士実習指導テキスト』（中央法規出版、2022年、定価税別2,800円）を研修テキストとして位置づけています。受講費にテキスト代は含まれていません。購入方法については受講決定時にご案内します。

**10．修了の認定**

①本研修は実習指導者となるための認定研修となります。全科目の受講が修了認定の条件となります。１科目でも遅刻・早退がある場合は修了とはなりませんので十分ご注意ください。

②研修修了者には、修了証を発行します。実習指導者になるためには当修了証が必要となります。

　※本研修の修了時に配付する修了証は再発行できませんので、紛失しないよう十分にご注意ください。

**１1．備考**

　〇受講にあたって配慮が必要な方は、申込書の該当欄にその旨を記載の上、お申込みください。

〇宿泊、昼食の手配は、各自でお願いします。

**【注意】**

※研修単位について：本研修は、認定社会福祉士認証・認定機構から社会福祉士を基礎資格として活用する制度における資格研修として指定されています。

　　科目の区分：認定社会福祉士／共通専門／サービス管理・人材育成・経営系科目群Ⅰ

　　科　目　名：人材育成系科目Ⅰ　　　　　単　位　数：１単位

本会の生涯研修制度の単位は、本研修の全課程を修了することで、新生涯研修制度では「制度研修の１単位」になります。なお、2016年度にて旧生涯研修制度を活用での「共通研修課程の自己研修の10単位」は終了しています。

**【参考】**

社会福祉士に関する科目を定める省令に規定された実習指導者の要件は以下のとおりです。

第四条八号：実習施設等におけるソーシャルワーク実習（市町村においてソーシャルワーク実習を行う場合を含む。次号において同じ。）を指導する実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に三年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。

（実習指導者に関する経過措置）

附則第五条2：相談援助実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第四条第一項第八号の規定にかかわらず、当分の間、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に定める児童福祉司、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に定める身体障害者福祉司、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第十五条第一項第一号に規定する所員、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に定める知的障害者福祉司若しくは老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第六条及び第七条に規定する社会福祉主事として八年以上相談援助の業務に従事した者又は平成二十一年三月三十一日までの間において第四条第一項第八号に規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を実習指導者とすることができる。

**２０２５年度　社会福祉士実習指導者講習会　受講申込書**

|  |  |
| --- | --- |
| □　大阪会場　 　2025年6月1日　～ 　8月15日 (申込期間） | □　滋賀会場　　 2025年5月26日　～　6月13日 （申込期間） |
| □　京都会場　　 2025年8月1日　～　9月30日（申込期間） | □　兵庫会場　　 2025年7月1日　～　9月30日 （申込期間） |
| * 奈良会場　　2025年7月14日　～　9月30日（申込期間） |  |

**※受講希望会場にチェックし、各社会福祉士会にお申込み下さい（FAX番号もしくは送付先住所は要項にてご確認下さい）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| （ふりがな）  １．申込者氏名 | | （ふりがな　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  氏名 | | |
| ２．生年月日 | 昭和　・　平成　　　　　　年（西暦　　　　　　　　年）　　　　　月　　　　　日　生 | | | |
| ３．自宅住所 | 〒　　　　－　　　　　　　　　　　　都・道・府・県 | | | |
| ４．勤務先・職種 | 法人名  施設・事業所名  住所　（〒　　　　－　　　　　）  施設・事業所の種別　□高齢者　□障害者　□児童　□低所得者　□左記以外  職場種類　　　　　　□施設福祉　□在宅福祉　□医療機関　□行政機関　□左記以外 | | | |
| ５．連絡先（受講決定通知先）  電話・ＦＡＸ・E-MAIL  （昼間連絡がとれるところでお願いします） | | | | □　自宅　　　　□　勤務先　　（いずれかにチェック）  電話　　　　　　　　　　　ＦＡＸ  E-MAIL |
| ６．社会福祉士取得後の相談援助経験年数 | | | | 社会福祉士資格取得後　　　　　　年 |
| ７．社会福祉士の実習指導との関わり | | | | □　今後実習指導する予定  □　未定 |
| ８．会員／非会員（○で囲んでください） | | | | 会員　　・　　非会員　　・　　入会申込中 |
| ９．会員番号・所属府県士会（会員の場合） | | | | 会員番号：　　　　　　　　　　所属府県社会福祉士会： |
| 10．社会福祉士登録番号 　※ 非会員の方は**社会福祉士登録証のコピー**も添付して下さい。 | | | | 取得年　　　　　　　年　　　登録番号　第　　　　　　　　　　号 |
| 11．受講者多数のために受講できない場合のキャンセル待ちについて | | | | する　　　　・　　　　しない |
| 12．名簿掲載の可否 | | | | 可　　　　・　　　　不可 |
| **※　当研修では、ネットワークづくりに役立てるため「氏名」「勤務先」「都道府県名」を記載した「受講者名簿」を作成し、研修受講者に配布する予定です。名簿への掲載を希望されない方は、チェックしてください。（不可の場合でも氏名は掲載されます）** | | | | |
| 13．**実習指導者講習会を修了した実習指導者の在籍する施設・機関の名称と住所を社会福祉士養成校へ公表します。公表不可の場合は□にチェックしてください。**　□公表不可 | | | | |
| 14．受講にあたって配慮が必要な方は、配慮が必要な内容を具体的にご記入ください。 | | | （要約筆記・車いす対応など） | |
| 15．所属長の証明  **※　申込者多数の場合は所属長の公印のあるものを優先させて頂きます**  （三文判・私印　不可） | | 上記の者は（実習指導経験があり今後も実習指導する予定・実習指導未経験で今後実習指導する予定）であることを証明します。  施設・機関名  所属長（役職名）氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　公印 | | |

* お預かりした個人情報は、本講習会運営目的の他、都道府県社会福祉士会と日本社会福祉士会において共有し、社会福祉士実習指導者講習会の運営と実習指導者のためのフォローアップ事業等の案内に活用しますのであらかじめご了承ください。